

令和4年度静岡県市町音声テキスト化サービス共同導入 公募型企画提案競技実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本格的な人口減少社会となる2040年を見据え、地方自治体は限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供するため、業務の在り方そのものの刷新が求められている。とりわけ、住民に身近な市町においては、ICTを積極的に活用して業務効率化を図り、更なる住民サービスの向上と職員の働き方改革を推進していく必要がある。

そこで、音声テキスト化サービスとして、AIを活用して、会議・打合せ等での発言内容を音声認識技術によりデータ化（テキスト化）することによって、各参加団体における議事録作成等に係る業務時間の削減や効率化を行うことを目的とする。

なお、複数の市町が共同導入することで、ノウハウの横展開や、事務負担及び経費の削減効果を期待している。

(2) 件名

令和4年度静岡県市町音声テキスト化サービス共同導入

(3) サービス利用期間

原則として、令和4年5月18日から令和5年3月31日までとする。

なお、参加団体の希望により、利用開始時期が前後する場合があるため、参加団体との個別調整により柔軟に対応すること。また、利用期間の途中で新たな団体が参加を希望する場合においても、個別調整により柔軟に対応すること。

(4) サービス仕様

別紙2「令和4年度静岡県市町音声テキスト化サービス共同導入仕様書」のとおり

(5) 参加団体

富士宮市、伊東市、焼津市、藤枝市、湖西市、伊豆市、函南町、森町 計8市町

(6) 契約者

各参加団体

2 提案の審査及び契約方法

公募により、一定の参加資格を有する者から提案を受け、令和4年度静岡県市町音声テキスト化サービス共同導入企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）においてプレゼンテーション審査又は書面審査を行い、最も高い評価を得た者を優先交渉権者として選定する。

優先交渉権者は、事務局及び審査委員会と協議を行い契約内容を調整した上で、各参加団体と個別に契約を締結する。

3 企画提案参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止期間中でない者
- (4) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 暴力団等に該当しない者

4 スケジュール（予定）

内 容	日 程
公告	令和4年4月1日（金）
参加表明書提出期限	令和4年4月11日（月）午後4時まで
質問受付期限	令和4年4月11日（月）午後4時まで
質問に対する回答	令和4年4月13日（水）まで
企画提案書提出期限	令和4年4月25日（月）午後4時まで
プレゼンテーション	令和4年4月28日（木）
審査委員会	令和4年4月28日（木）
選定結果の通知	令和4年4月28日（木）
契約	令和4年5月中旬

5 参加表明書の提出

本業務の参加にあたり、様式1「参加表明書」及び添付資料を、期日までに郵送又は持参により提出すること。

(1) 受付期間

令和4年4月1日（金）～令和4年4月11日（月）16時まで

(2) 提出先

「9 連絡先」まで郵送又は持参により提出

(3) 提出資料

- ・様式1「参加表明書」
- ・印鑑証明書
- ・納税証明書（写し可。法人税、消費税及び地方税について未納がないことを証明するもの。税務署様式その3又はその3の3。）

- ・財務諸表（写し可。貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書。いずれも終了した直近の事業年度のもの。）
- ・履行事項全部証明書（写し可）
- ・会社概要（ホームページ等）

(4) 留意事項

- ・印鑑証明書及び納税証明書については、発行から3か月以内のものであること。
- ・やむを得ず辞退する場合は、プレゼンテーション実施前日までに書面にて申し出ること。（任意様式）

6 質問

質問は、様式2の質問用紙により、電子メールにて受け付ける。

(1) 受付期間

令和4年4月1日（金）から令和4年4月11日（月）午後4時まで

(2) 送付先

「9 連絡先」まで

(3) 回答方法

令和4年4月13日（水）までに、電子メールで回答する。

7 企画提案書等の提出

企画提案競技の参加者は、以下により、企画提案書等を作成し、電子メールにより提出すること。

(1) 企画提案書の内容

仕様書及び別紙3「提案評価項目」に基づき、具体的な提案を示すこと。また、章立ては、別紙3「提案評価項目」に沿った並びにすること。

(2) 企画提案書の形式等

図表等の資料を含め30ページ以内（表紙、目次は除く）とし、日本語、横書きで記載し、表紙に「件名」、「社名」を記載すること。

また、対応する別紙3「提案評価項目」が分かるように、各ページに項目名を記載すること。

企画提案書とは別に、別紙2「令和4年度静岡県市町音声テキスト化サービス共同導入仕様対応表」を提出すること。

(3) 提出期限

令和4年4月25日（月）午後4時まで

(4) 提出先

「9 連絡先」まで

(5) 留意事項

- (ア) 提出できる提案は、1参加者につき1件までとする。
- (イ) 提案の実施に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (ウ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。
- (エ) 電子メール送信後、提出日のうちに電話で送付の旨連絡すること。
- (オ) 企画提案書等の容量が10MBを超える場合は、別途送付方法を示すため、「9 連絡先」まで連絡すること。

8 優先交渉権者の選定方法

本件における優先交渉権者については、以下の審査を経て選定する。

(1) プレゼンテーション審査

- (ア) プレゼンテーションの内容は提案書に基づき、訴求したい点等について説明を行うこと。
- (イ) プレゼンテーションの時間は20分程度、質疑の時間は20分程度を予定している。
- (ウ) プレゼンテーションの時間内で、提案するサービスの操作等のデモを実施して構わない。
- (エ) プレゼンテーションに参加しない者については、優先交渉者には選定しないものとする。
- (オ) プレゼンテーション審査は、原則として、Web会議によるオンラインで行うものとする。使用するWeb会議のツールは別途指定する。なお、Web会議で接続できるパソコン等の台数は3台以内とする。
- (カ) プレゼンテーションは、令和4年4月28日（木）に実施する予定であるが、詳細については、後日、通知する。

(2) 審査基準及び審査方法

別紙3「提案評価項目」に基づき、参加団体で構成する審査委員会で審査を行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案競技の全参加者に対して、4月28日（木）を目途に電子メールで通知する。なお、以下の項目に該当する場合は失格とし、その旨を通知するものとする。

- (ア) 仕様書記載の要件を満たしていない場合
- (イ) 「3 企画提案競技参加資格」を満たしていない場合
- (ウ) 提案評価項目7を除き、0点の項目が1つでもあった場合
- (エ) 虚偽の記載など不正行為があったと認められた場合

(4) 選定方法の変更

提案内容等を鑑み、書面による審査で足りると判断した場合は、プレゼンテーションによる審査ではなく書面審査に切り替えることがある。

9 連絡先

事務局：静岡県デジタル戦略局デジタル戦略課

所在地：静岡県静岡市葵区追手町9番6号（東館16階）

担当：漆畑

電話番号：054-221-2915（直通）

メール：digital@pref.shizuoka.lg.jp